

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	生活排水課	整理番号	2-21
処分の種類	許可等の取消、工事中止命令等			
根拠法令条例等・条項	下水道法第38条第2項			
処分の概要	下水道管理者は、公益上やむを得ない必要が生じた場合等においては、許可の取消、工事中止命令等、必要な措置をとることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	* 審査基準未設定 過去に申請実績がない又は稀であるため。			
基準の制定根拠	—			